

評価対象			
事務事業名	高輪地区救急情報の活用支援事業	開始年度	平成 20 年度
所属	高輪地区総合支所区民課保健福祉係		
所管課長	高輪地区総合支所区民課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	④ 地域で安心して暮らせる基盤の整備		

事業概要	
事業の目的	高齢者、障害者等の救急時（119番出動）に、迅速な救命措置等に役立てるため、緊急連絡先、かかりつけ医療機関等の救急情報を収める容器（救急医療情報キット）を配布することで、高齢者、障害者等の安全・安心の確保を図ることを目的としています。
事業の対象	区内に住所を有する人で、次のいずれかの要件に該当する人 ①高齢者 ②障害者 ③健康上、不安を抱えている人
事業の概要	<p>本事業は、東京消防庁と連携し、高齢者、障害者等が救急時（119番出動）に、本人等が病状等を説明できない場合、救急隊が、救急医療情報キット内の情報をもとに、かかりつけ医や搬送先医療機関などと連絡・連携し、迅速な救命措置等に役立てることで、万一の救急時に備えるものです。</p> <p><利用方法> 救急隊が救急医療情報キットを発見しやすいよう、玄関ドアの内側及び冷蔵庫外側の右上に専用のステッカーを貼り、本キットの中に救急時に必要なかかりつけ医、服薬内容、持病、緊急連絡先等の情報を記載した用紙のほか、本人写真、診察券（写）、健康保険証（写）、薬剤情報提供書（写）等を入れ、自宅の冷蔵庫に保管していただきます。</p> <p><利用者負担> 無料</p> <p><配布場所> 各総合支所区民課保健福祉係、各いきいきプラザ、各高齢者相談センター、芝の家</p>
根拠法令	港区救急医療情報キット配布実施要綱

事業の成果												
指標	指標1	累積配布数			指標2	新規配布数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成27年度	2,305	2,519	109.3%	平成27年度	200	288	144.0%	平成27年度			
	平成28年度	2,769	2,684	96.9%	平成28年度	250	165	66.0%	平成28年度			
平成29年度	2,969	—	—	平成29年度	200	—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>ひとり暮らしの高齢者、障害者世帯等の要援護者が、病状等を説明できない状況に置かれた際、救急隊が救急医療情報キット内の情報を活用することで、万一の救急時に迅速かつ適切な救命活動の一助になるとともに、区民や家族に対しても、安心感を与えることができます。</p> <p>救急医療情報キットを地域において着実に配布し対象世帯への普及を拡大することで、区民の安心・安全確保を推進します。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	313	156	0	157	0	0	0	0	313	312	100%
平成28年度	317	158	0	159	0	0	0	0	317	316	100%
平成29年度	362	181	0	181	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	東京都の補助制度（高齢社会対策区市町村包括補助事業）を活用することにより、収入確保に努めています。また、配布する物品については、5地区分を共同で購入することにより、単価の抑制を図っています。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	地域とのつながりが希薄化し、また、高齢化が進行する中、万一の救急時に備えるための本事業は、区民や家族の安心確保の一助となり、ひとり暮らし高齢者や障害者世帯を中心に今後も高い需要が見込まれます。チャレンジコミュニティ・クラブから、区民まつりで本事業の普及をしたいと要望がある等、区民からの要望もあります。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	23区内は、千代田区、中央区、台東区、足立区等で同様の事業を実施しています。市部は、調布市、西東京市、武蔵村山市等で同様の事業を実施しています。東京都以外においては、北海道から沖縄まで全国各地で、多数の市町村で同様の事業を実施しています。
区関与の必要性（実施する必要性）	本事業は、区が実施主体となることで、東京消防庁、かかりつけ医等とのより強固な連携を可能にし、区民の安全・安心の確保の観点からも区が実施する必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	平成29年4月1日現在、高輪地区内における住民基本台帳上のひとり暮らし高齢者は4,494人で、このうち民生・児童委員等が、実態調査で確認した数は1,776人に達しています。今後も引き続き、民生・児童委員、高齢者相談センター、ふれあい相談員等と連携しながら本事業の必要性を理解いただき、配布の促進及び医療情報の確実な更新に努めていく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	引き続き、民生・児童委員、高齢者相談センター、ふれあい相談員等と連携しながら、区民に本事業の必要性を理解いただき、救急医療情報キット配布の促進と医療情報の更新に努めます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	本事業は、区が実施主体となることで、東京消防庁、かかりつけ医等とのより強固な連携を可能にし、区民の安全・安心の確保の観点からも区が実施する必要があります。
② 効果性	5	救急医療情報キット内に保管されているかかりつけ医、服薬内容、持病、緊急連絡先等の情報は、実際に対応した救急隊に活用されており、区民の安全・安心の確保を図るという事業目的に合致しています。
③ 効率性	5	各総合支所区民課の窓口等で配布する以外にも、ふれあい相談員が訪問時に勧奨を行うなど、利用拡大に努めています。また、所持者に対して年1回情報更新案内を個別に郵送するなど、効率的、効果的な手法となるよう取り組んでいます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
------	--

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	<p>地域とのつながりが希薄化し、また、高齢化が進行する中、本事業は、一刻を争う救命活動に必要な医療情報を確実に提供することを可能にしたシステムです。救急時におけるひとり暮らし高齢者や障害者世帯を中心とした区民の安全・安心の確保の観点から、救急医療情報キットの配布および医療情報更新の案内について、今後も継続して実施していくことが妥当だと考えます。</p> <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p>
-------------------------	--

No 99

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	高輪地区高齢者世帯民間住宅あっせん	開始年度	平成 4 年度
所 属	高輪地区総合支所区民課保健福祉係		
所 管 課 長	高輪地区総合支所区民課長		
基 本 政 策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政 策 名	(24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施 策 名	⑤ 安心して住み続けられる住まいの確保・支援		

事業概要	
事業の目的	住宅に困窮する高齢者世帯に、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部等の協力を得て、民間賃貸住宅のあっせんをすることにより、高齢者等の良好な居住環境の確保を図ることを目的としています。
事業の対象	区内に住所を有する65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の人を含む60歳以上の人で構成される世帯で、次の要件を備えている世帯① 独立して日常生活を営むことができること。② 次のいずれかに該当する状態にあること。ア) 現に居住する住宅からの立退きを求められていること。ただし、その理由が自己の責めによるもの(債務不履行等)である場合を除く。イ) 保安上危険な住宅に居住していること。ウ) 保健衛生上劣悪な住宅に居住していること。
事業の概要	<p>本事業は、住宅に困窮する高齢者世帯に、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部等の協力を得て、民間賃貸住宅のあっせんをします。あっせんが成立した場合には、入居費用の一部を助成します(世帯の所得が3,228,000円を超えていないこと)。</p> <p>また、保健福祉支援部高齢者支援課において、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部に対して、協定に基づき、年間の事務経費として毎年10万円を支出しています。</p> <p><助成内容> 次の①及び②を合算した額(限度額あり) ① 礼金相当分(家賃月額×2倍以内で実際に要した額) ② 仲介手数料相当分(家賃月額以内で実際に要した額)</p>
根拠法令	港区高齢者等民間賃貸住宅あっせん事業実施要綱

事業の成果												
指 標	指標1	あっせん件数			指標2	成立件数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成27年度	1	0	0.0%	平成27年度	1	0	0.0%	平成27年度			
	平成28年度	1	0	0.0%	平成28年度	1	0	0.0%	平成28年度			
	平成29年度	1	—	—	平成29年度	1	—	—	平成29年度		—	—
成果の概要 (指標の説明等)	高輪地区における過去5年間の実績は、あっせん件数が1件、成立件数が1件です。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	270	270	0	0	0	0	0	0	270	0	0%
平成28年度	270	270	0	0	0	0	0	0	270	0	0%
平成29年度	270	270	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	高齢者への住宅のあっせんには、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部の協力が必要です。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	高輪地区の平成24年度以降5年間の実績は、あっせん件数1件成立件数1件という状況です。区全体でも、平成20年度から一桁台で推移しており、減少傾向です。しかし、ひとり暮らし高齢者が増加傾向であるため、今後は連帯保証人となる親族などがいない高齢者が債務保証制度を利用するケースが増えることが予想されます。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	23区全てで、住宅に困窮している高齢者への住宅の提供、あっせん等の事業を実施しています。
区関与の必要性（実施する必要性）	住宅に困窮する高齢者世帯に公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部の協力を得て民間賃貸住宅のあっせんを行うことは、高齢者等の良好な居住環境の確保の観点から、妥当です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続 「港区区民向け住宅のあり方検討委員会」の検討結果を受け、事業の見直しを図ってください。
事業の課題	区内の実際の家賃と高齢者の希望家賃とのマッチングが難しいため、あっせん件数（申込件数）、成立件数ともに、非常に少ない状況となっています。債務保証制度の周知を徹底するとともに、高齢者の転居先の確保のための新たな方策を、障害者福祉課、子ども家庭課とともに検討する必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	「港区区民向け住宅のあり方検討会」での検討結果は、シティハイツの中堅層への転用という方針であったため、本事業の趣旨とは関連するものではありませんでした。今後は公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部から具体的な実例を聞き取りながら、どのような支援内容が効果的なのか研究を行っていきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	ひとり暮らし高齢者が増加傾向の中、本事業を必要とする高齢者が減少するとは考えにくい状況です。公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部によると、区外への物件成立案件もあるようです。高齢者が要望に合う物件を見つけるために、今後も事業を継続する必要があります。
② 効果性	4	平成19年度まではあっせん件数が二桁台でしたが、平成20年度から一桁台で推移しており、減少傾向です。しかし、住宅に関する相談のきっかけとなっている事業は他にないため、相談の契機となるという意味で効果的です。
③ 効率性	4	事業の周知のためにポスターを作成し、各総合支所やあっせん協力不動産店等に掲示しました。より効率的な事業内容へと見直しを図るため、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部と検討を進めています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
------	--

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	ひとり暮らし高齢者が増加傾向の中、本事業を必要とする高齢者が減少するとは考えにくい状況であるため、継続とします。 昨年度に引き続き、ポスターの作成・掲示等を通して、本事業の周知の徹底を図ります。 また、民間賃貸住宅あっせん事業を担当する高齢者支援課、障害者福祉課及び子ども家庭課で課題の共有や現状把握等をするともに、助成金の内容や支払方法をはじめ、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部にあっせん状況の報告を提出を求めながら、効果的な支援内容や事業実施方法見直しについて研究、検討を進めていきます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	